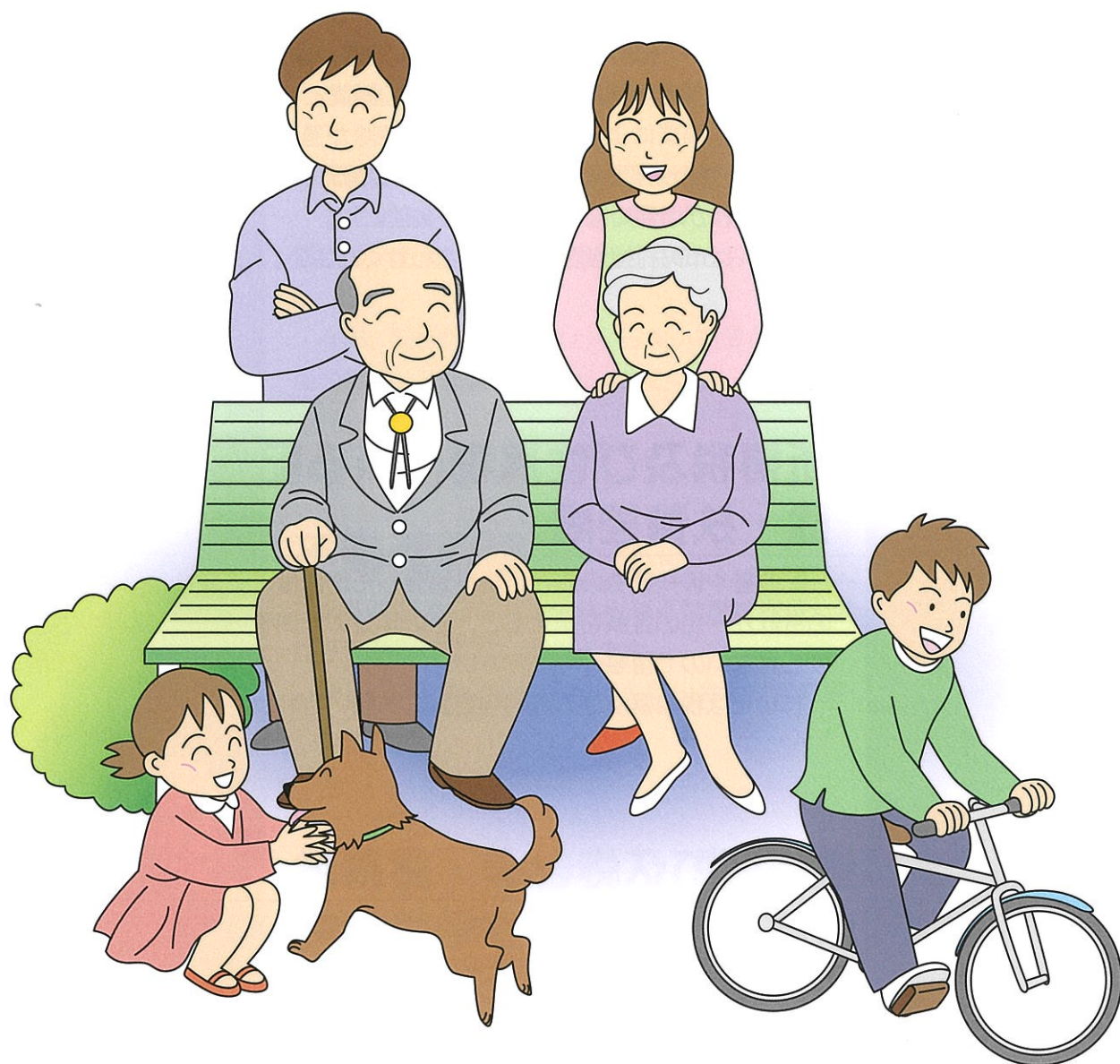


用地補償のあらまし



群馬県では、暮らしの利便性・快適性・安全性を向上させるための道路や河川等の整備をとおして、安全で安心して暮らせる、魅力あふれる群馬づくりに努めております。

群馬県

用地補償

1 事業説明

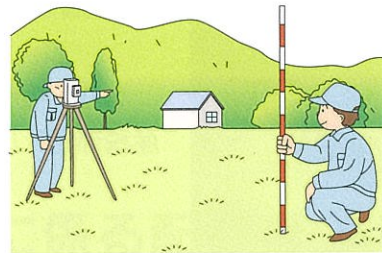
関係する方々に事業目的、内容、用地*補償などについてご説明いたします。

※「用地」とは、道路や河川等の整備に必要な土地のことをいいます。

2 測量及び物件等の調査

●土地の測量

土地の面積は、隣接する土地所有者と現地で立ち会っていただき、境界を確認したうえで測量いたします。



●物件等の調査

建物や工作物（門、塀、車庫、井戸など）については構造や材質、面積などを、立竹木については樹種、樹高、管理の状況や本数などを調査いたします。

また、事業者については、営業に関する調査をさせていただくことがあります。

これらの調査には、県が委託した業者が事前連絡のうえでお伺いいたします。



3 補償金の算出

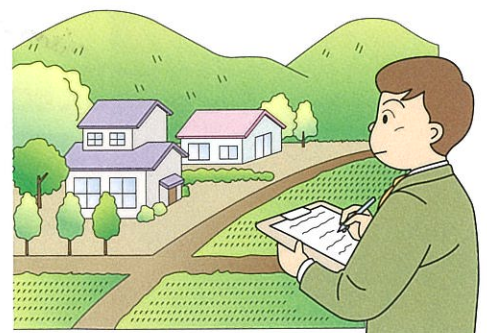
●土地の価格

土地の価格は、近隣の正常な売買取引価格、地価公示価格等を参考にして適正に算出いたします。
なお、地目及び面積は登記簿の表示ではなく、現況地目及び実測面積といたします。

●物件等の補償

支障となる建物や工作物、立竹木を移転していただくために必要な費用等を算出いたします。

※なお、契約締結前に移転・撤去した建物等の物件は補償の対象になりません。



のながれ

4 補償金等の説明・契約・登記

補償金の算出ができますと、土地の代金や物件等の移転等の補償金をお示しいたします。内容をご承諾いただきますと、土地売買契約書や登記承諾書に署名（記名）・押印していただきます。

お譲りいただいた土地は、県で分筆・所有権移転登記をいたします（代替地を除く）。

●契約にあたり準備していただくもの

- ①実印（印鑑登録してある印鑑）
- ②印鑑証明書
- ③補償金受取金融機関口座
- ④その他必要な書類（マイナンバーに関するもの等）



5 補償金の支払

補償金は、土地の所有権移転登記が完了し、物件等の移転等が済み、更地^{※1}となり、県が引渡しを受けた後に、希望される金融機関の口座に一括してお振込みいたします。

ただし、建物移転等を伴う場合は、前払金として契約額の40%以内^{※2}をお支払いすることができます。なお、残金は上記一括振込の場合と同様に、土地の所有権移転登記が完了し、物件などの移転等が済み、更地となり、県が引渡しを受けた後にお支払いいたします。



※1 「更地」とは、物件及び所有権以外
の一切の権利が存在しない土地のことをい
います。

※2 土木事務所長等が特に必要と認める
場合は、70%以内の額をお支払いするこ
とができます。